

## 仕 様 書

### 1 業務名

広島市立北部医療センター安佐市民病院室内空気環境その他測定業務

### 2 履行場所

広島市安佐北区亀山南一丁目2番1号

広島市立北部医療センター安佐市民病院

### 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 4 目的

本業務は、広島市立北部医療センター安佐市民病院の室内空気環境その他の測定を行い、正常な執務環境等を維持することを目的とする。

### 5 業務の内容等

別表1・2・3・4のとおりとする。ただし、同表の内容に軽微な変更が生じた場合は、受注者の負担において実施するものとする。

### 6 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の氏名等を発注者に通知すること。  
また、業務に必要な資格等がある場合は、その資格等を証する書類の写しを添付するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、業務の結果を委託業務実施報告書（測定結果報告書2部、業務写真1部）として、月毎の作業終了後速やかに提出し確認を受けること。

### 7 費用の負担等

院内での業務において必要な光熱水費は発注者の負担とする。但し、その使用にあたっては、極力効率的に使用するよう努めること。

### 8 支払いについて

別表1（支払い内訳書）のとおり

## 9 遵守事項

- (1) 業務の履行に当たっては、誠実かつ適正に行い、関係法令の定めるところに準拠し、設備の安全と衛生的環境の確保に努めること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、当該施設が医療機関施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。また、従事者全員に受注者名入りの統一した衣服を着用させること。
- (4) 従事者は、その内容に応じ必要な資格、知識及び技能を有するものとする。
- (5) 受注者は、業務の履行に際しては、診療業務に支障をきたさないよう、あらかじめ当院係員と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (6) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (7) 受注者は、業務の実施に当たっては常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を未然に防止すること。

## 10 その他

業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、発注者・受注者協議の上決定するものとする。